

## 平成十三年厚生労働省令第六十九号

労働安全衛生法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関の指定に関する省令

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）を実施するため、労働安全衛生法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関の指定に関する省令を次のように定める。

## 附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年二月二十八日厚生労働省令第一六三号）抄

## (施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附則（平成二十四年三月二日厚生労働省令第三二二号）抄

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二五年六月二日厚生労働省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。